

第2章

人と自然にやさしい環境のまちづくり

第1節 自然環境の保全

- (1)豊かな自然環境の保全
- (2)有明海の環境保全

第2節 環境保全への意識啓発

- (1)市民や地域への意識啓発の推進
- (2)子どもの環境学習の推進
- (3)環境保全活動の推進

第3節 新エネルギーの導入

- (1)新エネルギー導入の推進
- (2)市民、事業者への普及啓発

第4節 上水道・下水道の整備促進

- (1)上水道などの整備
- (2)下水道などの整備

第5節 安心安全なまちづくり

- (1)防災体制の強化
- (2)治山・治水
- (3)地域防災組織の強化
- (4)交通安全対策の強化
- (5)防犯対策の強化

第6節 ごみ・し尿処理と再資源化の推進

- (1)循環型社会システムの構築
- (2)ごみ処理システムの確立
- (3)し尿処理施設の充実



横島小学校 5年 土山 江莉さん

第2章 人と自然にやさしい環境のまちづくり

第1節 自然環境の保全

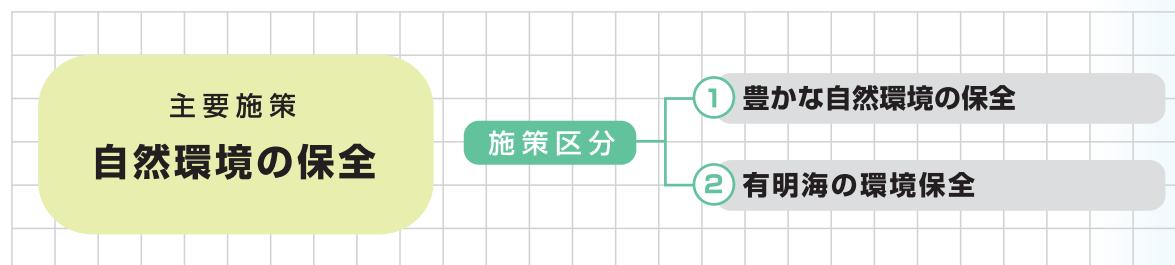
現状と課題

近年の水や緑、廃棄物の環境汚染は、自然の浄化作用や生態系に大きな影響を及ぼしています。

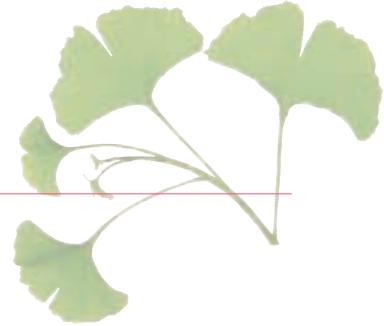
このため、私たち一人一人が節電やごみの減量化などいつでも実践できる生活習慣の見直しを行うとともに、事業所においては、事業所の排水基準を遵守し、環境に配慮した設備の導入などに積極的に取り組む必要があります。

菊池川流域の9市町で組織する「菊池川流域同盟」では、水の大切さを再認識するため「菊池川の日」を定め、流域一体となった水質調査や清掃事業などの環境保全活動を実施しており、今後もこうしたイベントや表彰制度の充実を図りながら、市民への環境PRの継続的な取り組みが必要です。

市においても、公共下水道事業や合併浄化槽などの普及促進を図るとともに、家庭や地域、また事業所が連携して取り組めるシステムづくりの検討が必要です。



菊池川



主要事業と概要

(1) 豊かな自然環境の保全

本市の豊富で良質な地下水を保全するため、県と連携した地下水採取量調査や地下水定期モニタリング水質検査を実施し、地下水の汚染防止と保全対策を推進します。

また、河川改修においては、メダカやホタルが生息する空間や遊び場の空間を確保するなど親水性^(*)に配慮した整備に努めます。

菊池川流域同盟の活動においては、水質調査、清掃事業、水援隊事業のほか、「菊池川の日」の制定意義を内外にPRするとともに、廃油石けん作りコンテストや子どもへの環境学習を取り入れたイベントなどを積極的に実施し、水質浄化意識の啓発を行います。

本市は、こうした菊池川流域同盟の環境保全活動を核として、イベントなどへの「参加者3倍増計画」を推進するとともに、インターネットなどメディアを通じ「環境の先進地、環境立都 玉名」として全国へ情報発信していきます。

また、様々な公害に対する情報把握に努めるとともに市民の不安を解消し、苦情などの処理には迅速に対応します。

環境関係条例については、環境の保全及び創造について基本理念を定めるとともに、市民一人一人の環境美化に対する意識を高めるための環境基本条例（仮称）の制定に努めます。

森林の保全・育成においては、本市では放置林が多く基幹的な林業は少ない状況にあって、1ha以上の規模による林地開発（山砂採取など）が盛んに行われています。

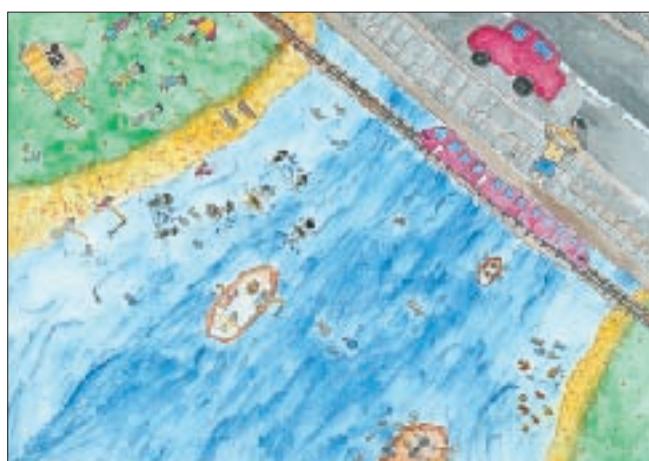
景観保全、地下水かん養、自然林化の推進の面から、開発との調和を図りながら、すぐれた本市の自然環境の保全に努めます。

また、中山間地域等直接支払交付金を利用し、放置林の再自然化を推進します。

(2) 有明海の環境保全

有明海の赤潮問題といった環境の変化について、今後、大学や研究機関と連携し調査研究を進めます。

また、生活排水対策や美化清掃活動を推進するとともに既存施設を有効活用して環境学習の拠点施設として整備を進めます。



滑石小学校 5年 萩田 千夏さん

用語説明

親水性

海岸や河川などにおいて、水にふれたり、水辺の景観を楽しむなど水に親しむことができるこ

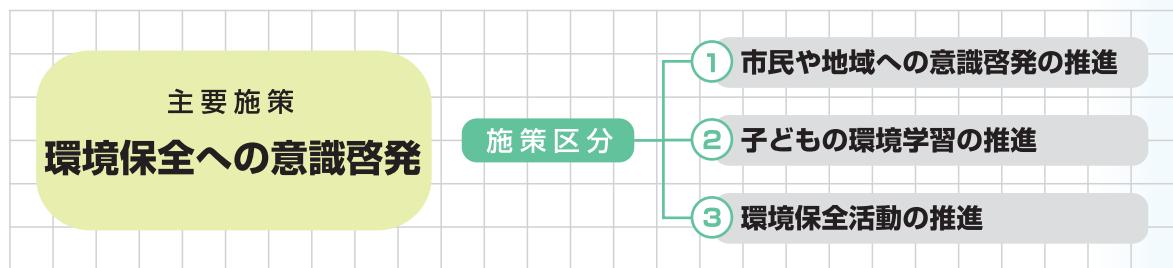
第2節 環境保全への意識啓発

現状と課題

近年、世界的にひん発する異常気象は、地球温暖化が原因といわれています。2005年京都議定書の批准をきっかけに国レベルでの取り組みが行われてきており、私たちの環境保全に対する意識も非常に高まってきています。

しかし、現状では温暖化は進行している状況にあり、今後も家庭や地域、学校や企業が互いに連携し温暖化防止の取り組みを強化する必要があります。

具体的には市民への意識啓発のPR、グリーン購入^(*)の推進、企業のISO14001などの意識啓発の推進、子どもへの環境教育の実施やリサイクル活動などを通じて環境保全への関心を高めていく必要があります。

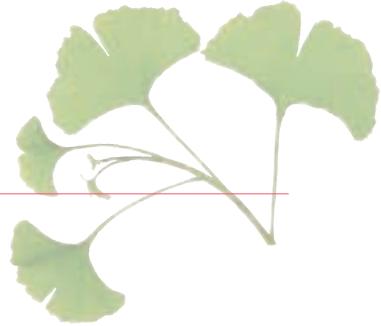


東部環境センター

用語説明

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを選んで購入すること



主要施策と概要

(1) 市民や地域への意識啓発の推進

本市では、新エネルギーの導入を推進するために、公共事業においては環境に配慮した機材や施工方法を取り入れるなどのルール作りや、環境に関する情報を市民に提供するなど率先して行動します。

また、補助事業などを活用した地域や学校への環境学習の出前講座、グリーン購入の推進やリサイクル活動などを通じ、市民や地域への意識啓発を推進します。市民においては、地域ごとにグループをつくるて地域全体の省エネの達成を競うなど、地域ぐるみでの取り組みである「省エネじまん」運動を推進します。

(2) 子どもの環境学習の推進

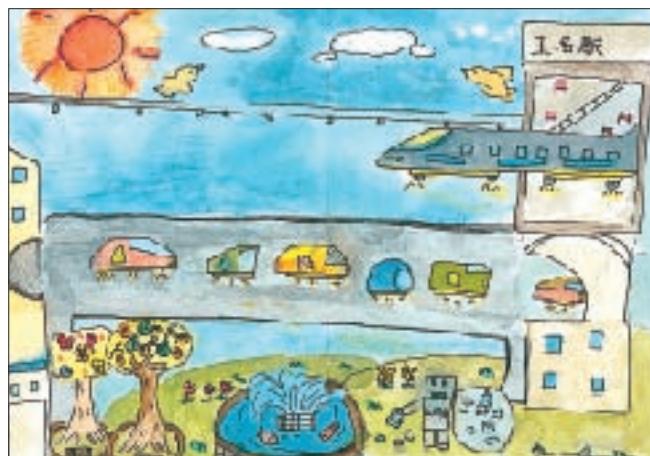
子どもたちが、早い機会から環境保全について関心を持ち、日常生活の中でエコライフ

活動の大切さを体験し理解できるように、保育所や幼稚園、小・中学校での環境学習やりサイクル活動、環境美化活動を推進します。

(3) 環境保全活動の推進

商工会議所及び商工会と連携して、ISO 14001やエコアクション21^(※)などの企業の環境活動に対する意識の啓発を推進します。また、ホームページなど情報サービス機能を活用し、市民グループやNPOなどの環境保全推進団体の活動実績を紹介したり、団体の新規結成や既存団体の活動を支援するなど、自主的団体が環境活動の推進母体となり得るよう支援します。

特に、温室効果ガスの排出抑制に地域ぐるみで取り組むため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいた地域協議会の組織づくりを支援します。



高道小学校 5年 松嶋 由紀さん

用語説明

エコアクション21

中小企業や学校、公共機関などが、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための認証・登録制度

第3節 新エネルギーの導入

現状と課題

地球温暖化は、世界中の自然や生態系に大きな影響を与えています。地球温暖化の主な原因の一つが二酸化炭素の排出であり、私たちの生活や産業活動の高度化からもたらされたものです。このため、本市では省エネルギーによるエネルギーの消費を抑制するとともに、二酸化炭素排出の少ない新エネルギーへの転換を推進します。

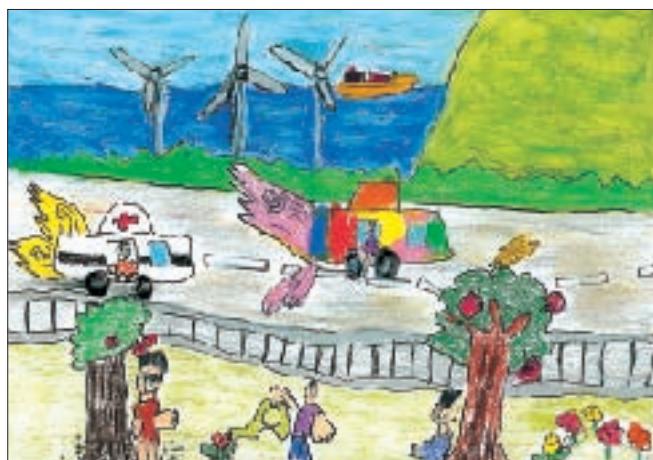
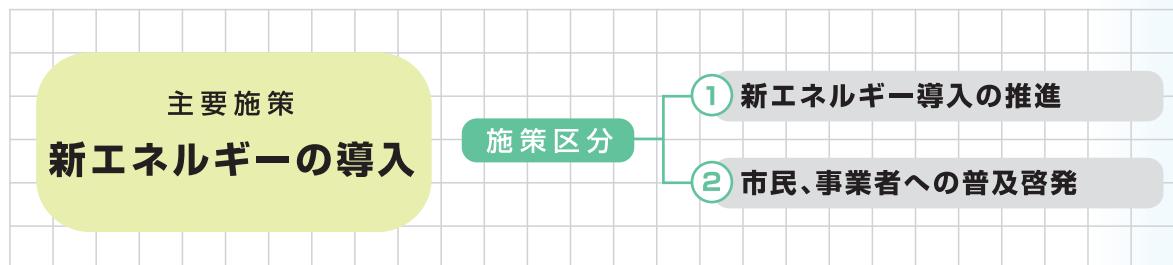
本市の新エネルギーに関しては、平成10年度に横島町ゆとりーむ、平成14年度に玉名市静光園老人ホームに太陽光発電システムを導入し、17校の小・中学校と文化センターには太陽光街路灯を設置しています。

また、風力と太陽電池パネルを組み合わせたハイブリッド街路灯を市民広場公園に設置しています。

また、平成18年度に公用車として3台のハイブリッド自動車を購入するなど新エネルギーの導入について率先行動に努めています。

一方、バイオマスエネルギーとして、景観作物である菜たねから採取する油と、市内廃食油を利用した軽油代替燃料（BDF）の活用に向けた検討会などを行っています。

新エネルギーの普及は、その設置費や導入費に割高感があるため普及しづらい面があるため、市としては公共施設への導入を率先して行うとともに市民への普及啓発を推進し、市民や事業者による新エネルギーの導入に結びつけていく必要があります。

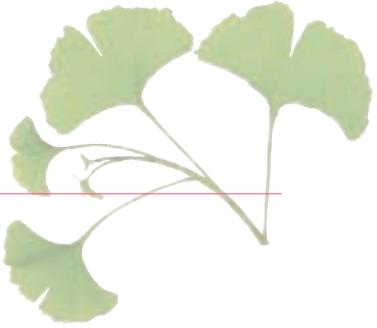


築山小学校 2年 東田 恵祐くん

用語説明

軽油代替燃料（BDF）

菜の花の搾油粕、廃食油等を精製し、軽油の代わりに使う燃料



主要施策と概要

(1) 新エネルギー導入の推進

新幹線新玉名駅（仮称）や駅周辺整備においては、関係機関と連携し太陽光街路灯など積極的に導入します。

ハイブリッド自動車については、公用車の買い替えに連動して導入を検討します。

廃食油を利用した軽油代替燃料（BDF）の活用については早期に実現できるよう引き続き検討します。

公共事業関連での新エネルギー導入については、庁内の「新エネルギー推進会議」の中で検討し計画的に導入を図ります。

市民への太陽光発電に対する設置支援を検討するなど、新エネルギーの先進市として、市民一人一人が地球温暖化防止の認識を深め、行動を起こしていくよう取り組みます。

このような新エネルギー導入を計画的に推進するため、新市として新エネルギービジョンの策定を行います。



市民広場公園のハイブリッド街路灯

(2) 市民、事業者への普及啓発

新エネルギー財団などの補助制度を利用して市民や事業者を対象とする新エネルギー講演会や、小学生を対象とした新エネルギー教室、県主催の新エネルギー施設見学会などを通して、新エネルギーや省エネルギーに親しみや関心を持つもらうと同時に、家庭や学校、職場において実践していくよう促します。

特に、新エネルギー教室は、児童・生徒の新エネルギーに対する興味や関心を引きつけ、受講生が啓発の伝道師の役割を担うなど学校や家庭への波及効果が高く、継続的に行います。



静光園老人ホームの太陽光発電

第4節 上水道・下水道の整備促進

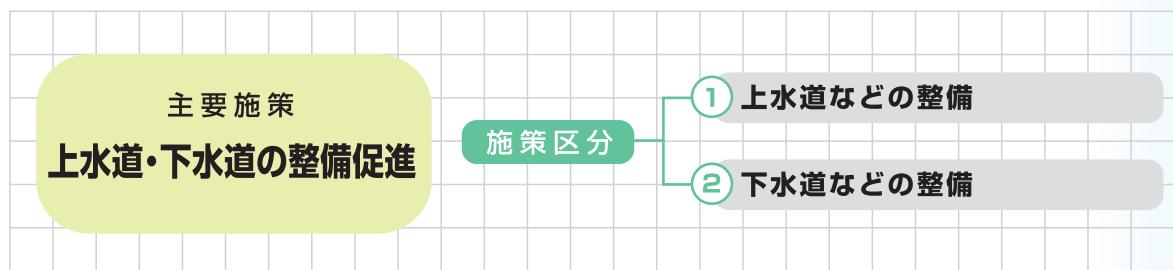
現状と課題

上水道事業、簡易水道事業については、市民への安全な水の供給と生活環境の改善に寄与することを目的に整備を推進してきました。上水道事業は、玉名地区で昭和33年、岱明地区で平成3年からそれぞれ供用開始しています。上水道事業の普及率は、平成17年度末で68.32%となっています。簡易水道事業は、天水地区で昭和41年から供用開始しています。

今後も、未普及地域の解消と良質な水を安定的に供給するため、水需要の動向に準じた整備を図るとともに健全な事業経営に努める必要があります。

公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業は快適な都市環境の実現と河川や海などの水質保全を図るため、その普及に努めてきました。公共下水道事業は、玉名処理区で昭和56年、岱明処理区で平成3年から供用開始しています。農業集落排水事業は、横島地区・天水地区で平成5年度より随時供用開始しています。浄化槽整備事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画区域外の地域で進めています。

今後は各事業の整備推進と未加入者の普及促進を図るとともに、老朽化した施設の改築更新や合併後の使用料・負担金などの格差是正が課題となっています。



◆上水道事業整備状況

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
行政区域内人口(人)	75,592	75,227	73,585	72,968	72,713
給水人口(人)	48,642	49,080	49,529	50,222	49,679
普及率(%)	64.35	65.24	67.31	68.83	68.32

[資料：地方公営企業決算状況調査]

◆簡易水道事業整備状況

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
行政区域内人口(人)	75,592	75,227	73,585	72,968	72,713
給水人口(人)	1,295	1,301	1,306	1,276	1,854
普及率(%)	1.71	1.73	1.77	1.75	2.55

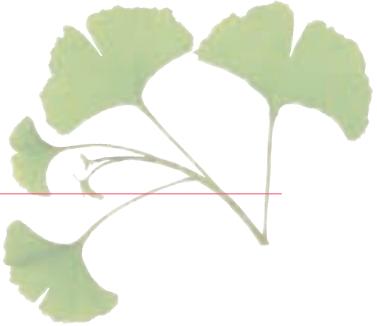
[資料：地方公営企業決算状況調査]

◆汚水処理整備の状況（公共下水道、農業集落排水、浄化槽整備の合計）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
行政区域内人口(人)	75,592	75,227	73,585	72,968	72,713
汚水処理人口(人)	46,507	48,021	46,261	47,941	49,122
普及率(%)	61.52	63.83	62.87	65.70	67.56

[資料：汚水処理人口普及状況総括表]

※平成15年は合併処理浄化槽の統計基準の見直しにより一時的に普及率が低下しています。



主要施策と概要

(1) 上水道などの整備

上水道事業は、年次整備計画を策定し、計画給水人口60,050人に対する普及率82.58%を目指とし、未普及地域の解消、給水区域内の老朽化した配水管の敷設替え、地域開発とともに新たな配水管の新設などに努めます。

簡易水道事業は、老朽化した施設の改修や配水管の敷設替えの推進に努めます。

(2) 下水道などの整備

公共下水道事業は、平成23年度の処理区域内人口33,300人を目標とします。今後は、合併による区域の変更とともに計画の見直しを行うとともに、効率的な整備促進を図ります。

また、玉名市浄化センターの機械及び電気設備の改築更新を進めるとともに、経営においては建設投資や維持管理の一層の効率化に努めます。

菊池川左岸地域（豊水・伊倉・八嘉の一

部）については、地域の意見などを踏まえ整備手法などの検討を行います。

新幹線新玉名駅（仮称）周辺の汚水整備事業については、「新玉名（仮称）駅周辺地域等整備基本計画」と連携して進めていきます。

また、立願寺の雨水対策については、都市計画道路の整備状況も視野に入れながら早期完成を目指します。

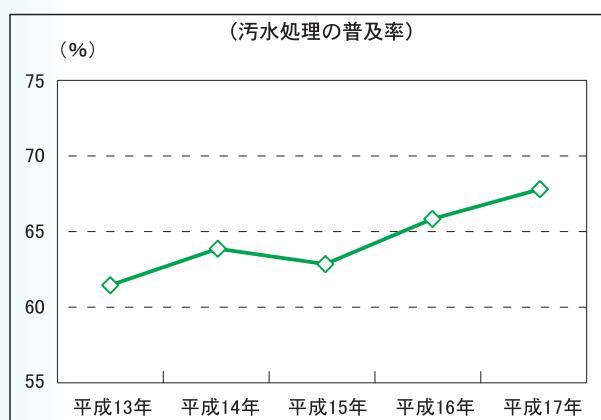
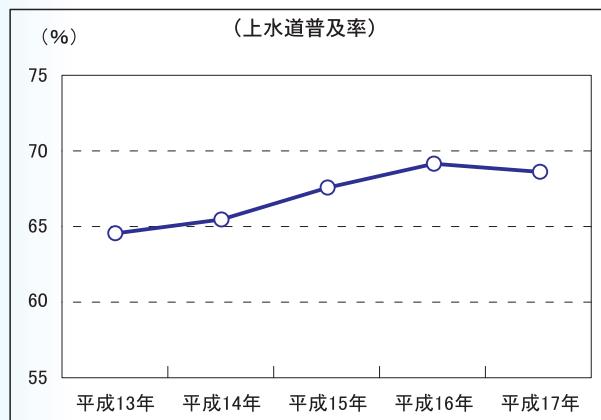
農業集落排水事業は、平成23年度末の処理区域内人口8,100人を目標とし、大開地区及び尾田川左岸地区については早期の完成を目指します。

浄化槽整備事業は、浄化槽の設置者に対しての設置費補助金の交付や、市町村設置型の整備について、今後も積極的に推進するための啓発活動に努めます。

このような取り組みを進めていくことで、「水のきれいな都 玉名」の実現を目指します。



溝上水源地



第5節 安心安全なまちづくり

現状と課題

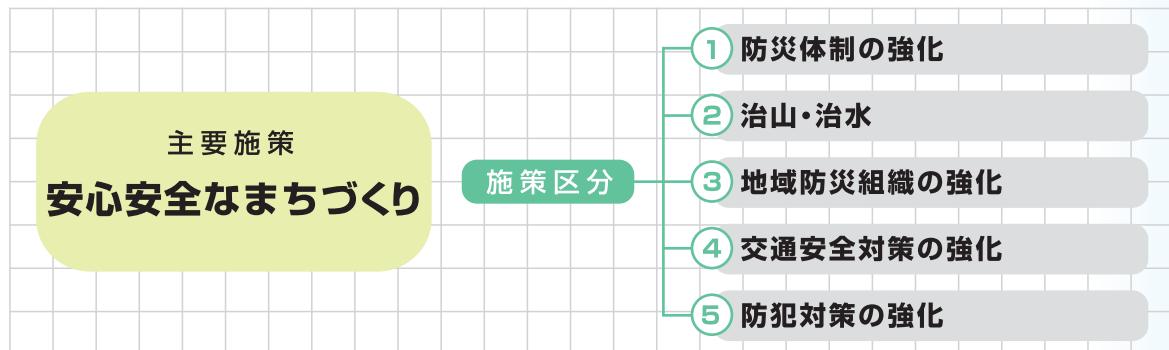
近年では、全国的に毎年のように水害や土砂災害などによって大きな被害が発生しています。本市においては、梅雨や台風などによる集中豪雨が発生しやすい自然環境にあります。

火災や災害から市民の尊い生命や貴重な財産を守り、地域の安全を確保するために、社会環境や災害の様態の変化に対応した消防防災体制の確立とともに施設や設備を強化することが必要です。

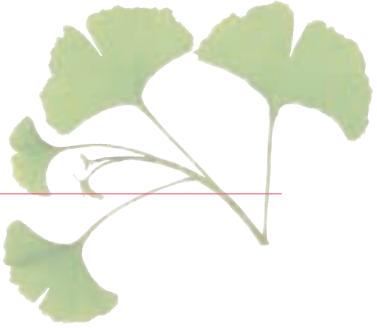
また、市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織などの役割が十分發揮できるよう、日頃からの訓練を積み重ねていく必要があります。

交通安全対策では、特に、幼児や高齢者などへの交通安全意識の高揚が必要であることから、関係機関と連携し幼児から高齢者まで一貫した交通安全教育の推進が必要です。また、交通環境の変化に即応した交通安全施設の充実に努めなければなりません。

犯罪防止については、防犯設備など（防犯灯、防犯看板、死角のない安全な住宅など）の改善・整備や、地域や職場における防犯組織の構築、駅前パトロールセンターなどの民間交番活動や自主防犯活動に対する支援、防犯に関する啓発活動を推進します。



消防出初式 一斉放水



主要施策と概要

(1) 防災体制の強化

円滑な応急活動を実施するため、災害時における連絡体制や役割分担などについて、防災関係機関、民間事業者と事前に調整を行うなど、一層の連携・協力体制の充実を図ります。

また、地域に起これる災害の種類や形態を事前に知っておくことが重要であることから、市内主要河川の決壊などから想定される

災害の範囲や内容、避難施設の位置などを示した新たなハザードマップ^(※)などを作成し、市民に周知を図ります。

危機管理意識の啓発については、市、防災関係機関、自主防災組織などと連携を強化し、防災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚を図るために広報媒体などを利用し、防災広報の充実に努めます。

◆火災発生状況の推移

	出火件数					焼損面積(m ²)		損害額(千円)	罹災	
	建物	林野	車両	その他	計	建物	林野		世帯数	人員
平成12年	32	0	5	21	58	2,718	0	166,002	24	91
平成13年	24	2	1	25	52	1,851	47	155,938	19	62
平成14年	33	1	4	32	70	1,335	0	81,360	15	56
平成15年	18	1	5	18	42	978	74	69,975	12	49
平成16年	31	0	5	18	54	2,233	0	94,430	30	84
計	138	4	20	114	276	9,115	121	567,705	100	342

[資料:消防年報]



消防団 通常点検

用語説明

ハザードマップ

市民の緊急時避難や日頃の備えに役立たせるために、災害による被害を予測し地図に示したもの

(2) 治山・治水

水害の多発地帯では、河川改修の推進を図ります。特に、境川については、新規補助事業の検討を進めるとともに境川改修事業促進期成会の活動を通して関係機関への要望を強化します。

(3) 地域防災組織の強化

常備消防については、災害態様の複雑多様化に対応するため、救助に関する教育訓練体制の充実や救助業務実施体制の充実・強化を図ります。

また、大規模災害発生時における効率的な救助活動を目指して、災害直後の活動要領や救助・救急活動要領の充実を図り、多数の負傷者の発生に備えた救急救命士の計画的な養成を推進します。

自主防災組織については、災害時における

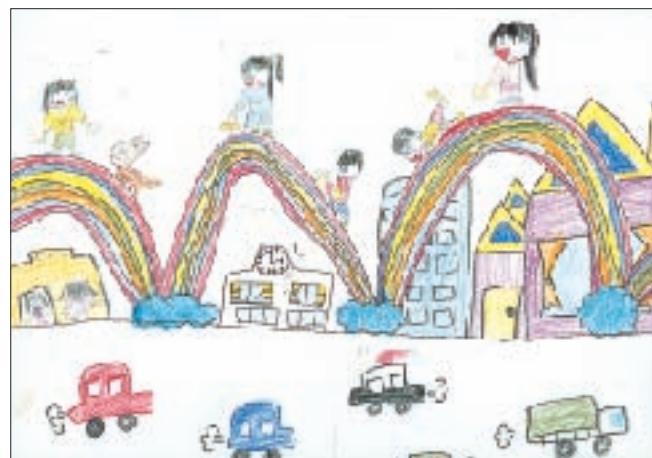
自主的な防災活動が重要であることから、平時からの防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練など、市民が参加しやすい工夫を凝らすことなどにより、地域の防災力の一層の向上を図ります。

(4) 交通安全対策の強化

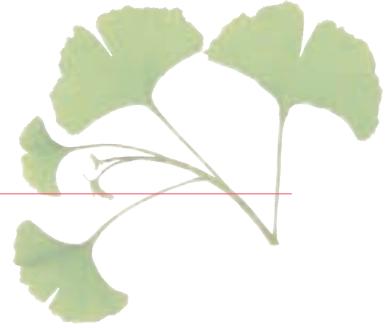
交通安全対策については、道路整備などとともに交通環境の変化に対応し、主要道路の歩道整備を引き続き推進します。

危険箇所へのガードレールやカーブミラーなどを計画的に整備し、歩行者への安全を確保するとともに、円滑な交通環境を整えます。

交通安全の啓発においては、横ばい状態にある交通事故発生件数を減少させるとともに、死亡事故ゼロを目指し、関係機関・団体との連携を図り、交通安全意識の啓発や交通安全教室の充実を図ります。



玉名町小学校 2年 嶋本 紗希さん



(5) 防犯対策の強化

自治会、学校、家庭、職場への広報活動を充実させと、地域防犯組織の育成を図るなど、防犯対策の強化に努めます。

また、関係団体と連携し、自治会が設置・

管理する防犯灯への助成などにより防犯施設の整備を推進します。

このように、だれもがどこでも安心で安全に暮らせるように推進を図り、「安心安全都市 玉名」の実現に努めます。

◆消防力の現況

(単位:人、台)

	人員	ポンプ車	救急車	小型動力ポンプ
消防団	1,679	—	—	92
消防署	210	13	12	—

[資料:玉名市、消防年報]

◆救急事故発生状況の推移(旧玉名市)

(単位:件)

	自然災害	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	急病	加害事故	その他	計
平成12年	—	250	19	4	148	726	6	257	1,410
平成13年	—	259	10	12	162	710	5	242	1,400
平成14年	—	242	12	12	202	776	15	247	1,506
平成15年	—	293	12	15	198	898	6	281	1,703
平成16年	—	289	11	13	218	886	6	283	1,706

[資料:消防年報]

◆交通事故発生件数の推移

(単位:件、人)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
平成12年	505	5	658
平成13年	601	4	773
平成14年	562	9	700
平成15年	517	8	649
平成16年	536	1	735

[資料:交通事故統計]



スクールガード(子ども見守り隊)

◆刑法犯種類別発生件数の推移

(単位:件)

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他	計
平成12年	1	13	1,021	15	1	67	1,118
平成13年	3	25	829	14	3	88	962
平成14年	7	17	880	20	1	92	1,017
平成15年	4	12	1,090	21	5	134	1,266
平成16年	4	19	788	42	1	93	947

[資料:玉名警察署生活安全課]

第6節 ごみ・し尿処理と再資源化の推進

現状と課題

大量生産、大量消費の社会循環は大自然が有する自浄能力を超え、自然破壊と地球温暖化に大きな影響を及ぼしてきました。

こうした反省に立ち、環境保全への市民意識や環境回復への意欲は高まってきており、今後は市民生活や社会全体の経済活動につなげていく必要があります。

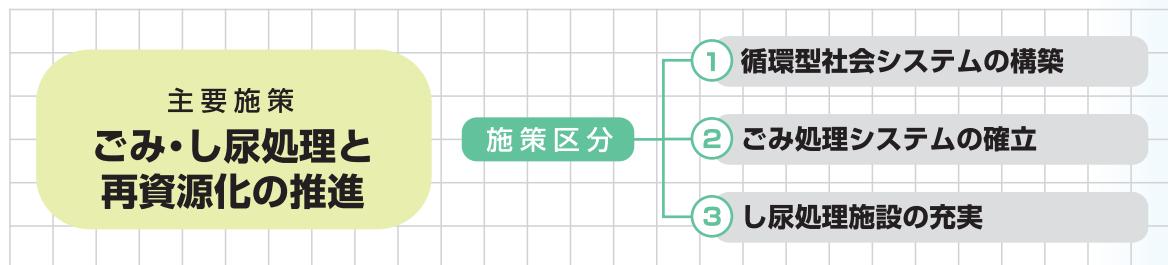
循環型社会の構築には、社会全体の連携が必要なため、家庭、地域、学校、企業、行政それぞれの役割と相互の関わり方を明確にし、システム化することが必要です。

また、市民団体やグループの結成、既成団体の育成に対する支援、バックアップを一層推進するとともに、活動拠点の確保についても検討が必要です。

ごみ収集については、自治区ごとに分別方法が異なっており、また、市街地においては戸口排出が多く収集に時間を要しています。そのため、ステーション収集への変更やコンテナ回収のモデル地区の実績を生かした全体的な収集方法の確立が課題となっています。

また、廃棄物の不法投棄については監視体制の強化が必要です。

し尿処理場は、稼動後42年、増改築後29年が経過し、設備、装置及び機材の老朽化が顕著であり、年々増大する浄化槽汚泥の処理が困難となっています。

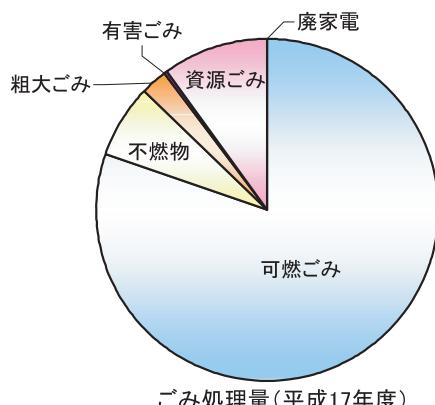


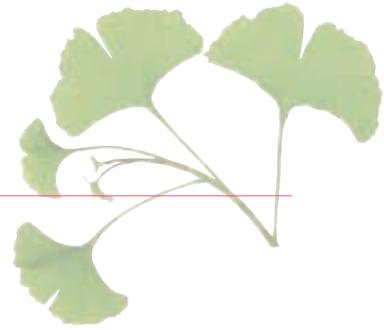
◆ごみ処理量の推移

(単位:t)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
可燃ごみ	14,847.14	13,834.01	14,297.35	14,578.16	14,629.83
不燃物	1,562.97	1,111.32	1,171.29	1,427.43	1,277.69
粗大ごみ	334.71	395.64	424.65	751.14	490.37
有害ごみ	19.00	20.77	18.15	21.80	26.63
資源ごみ	1,558.23	1,864.74	1,944.10	1,822.51	1,826.91
廃家電	1.32	2.77	2.35	1.85	2.46
収集量合計	18,323.37	17,229.25	17,857.89	18,602.89	18,253.89

[資料:環境整備課]





主要施策と概要

(1) 循環型社会システムの構築

資源物のリサイクルを目指して、マイバッグ推進運動など広報紙などを通じて3R（ごみの抑制：Reduce、再使用：Reuse、再資源化：Recycle）に関する普及啓発やボランティア団体などの育成・支援に努め、ごみ分別を徹底して循環型社会システムの構築を目指します。

(2) ごみ処理システムの確立

ごみ分別の統一と資源ごみの細分別を図り、ごみの戸口排出はステーション化の推進によるごみ収集時間を短縮するとともに、資源ご

みについては、コンテナ方式モデル地区の拡大に努めます。不法投棄については、パトロールの強化などを図り不法投棄の減少に努めます。

(3) し尿処理施設の充実

し尿処理場が老朽化し、また、年々増加する浄化槽汚泥の処理が限界に達しつつあるため、公共下水道や有明広域行政事務組合の第1衛生センターとの連携を図り、し尿処理場の施設整備を推進します。また、汚泥の有効活用を図るため、汚泥の堆肥化などを検討します。

◆し尿・汚泥等収集量の推移

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
し尿収集量	15,626	14,482	14,591	12,652	11,585
浄化槽汚泥収集量	8,454	9,183	8,475	10,020	11,243
農業集落排水汚泥収集量(※)	2,874	2,939	2,978	3,017	2,982
収集量合計	26,954	26,604	26,044	25,689	25,810

※:農業集落排水汚泥は、横島及び天水地区のみ

(単位:t)

[資料:環境整備課]



コンテナ回収



鍋小学校 3年 廣田 明香さん